

令和 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 0 号

函館市印鑑条例の一部改正について

函館市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市印鑑条例の一部を改正する条例

函館市印鑑条例（昭和 6 3 年函館市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 4 項中「自らの」を「，自らの」に改め，「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の後ろに「。以下この項において「公的個人認証法」という。」を加え，「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め，「記録されているものをいう。）」の後ろに「または自らの移動端末設備（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体が組み込まれている電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であつて，公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 7 項の規定により当該電磁的記録媒体に同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は，デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 1 条第 7 号に掲げる規定（同法第 4 9 条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項および第 7 項の改正規定ならびに同法第 2 章第 2 節第 1 款の次に 1 款を加える改正規定（同法第 3 5 条の 2 第 1 項および第 7 項に係る部分に限る。）に限る。）の施行の日から施行する。

(提案理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請であって移動端末設備を用いるものに関する規定等を整備するため